

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称	株式会社 ジャック
法人 所在地	兵庫県洲本市中川原町三木田438
法人種別	株式会社
代表者 氏名	坂本敏行
電話番号	0799-28-0300

## 2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおこなわれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 3. 概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	ジャック洲本居宅介護支援事業所
所在地	兵庫県洲本市中川原町三木田331-1
介護保険指定番号	2871501322
サービス提供地域	南あわじ市、洲本市、淡路市

### (2) 当法人のあわせて実施する事業

種類	事業者名	事業者指定番号
訪問看護サービス	ジャック訪問看護リハステーション	2861590103
訪問介護サービス	ホームケアステーションジャック	2871501272
福祉用具貸与	ジャック福祉用具ステーション	2871501298
居宅介護支援	ジャック居宅介護支援事業所	2871701211

### (3) 職員体制

従業員の職種	区分	業務内容	人数
管理者	常勤	事業所の運営及び業務全般の管理	1
主任介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
主任介護支援専門員	非常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1
介護支援専門員	常勤	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1

### (4) 勤務体制

営業日	平日（月）～（金）午前8時30分～午後5時30分
営業時間	休日：土・日曜日 及び 12月31日～1月3日・8月15日
緊急連絡先	営業時間外及び休日の場合でも緊急時は担当介護支援専門員の緊急連絡先にて24時間体制にて受付

### (5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	内 容
指定居宅介護支援の提供	①居宅サービス計画の作成 ②居宅サービス事業者、医療機関等の連絡・調整 ③サービス実施状況の把握・評価（モニタリング） ④利用者状態の把握 ⑤給付管理 ⑥要介護認定申請に対する協力・援助 ⑦介護保険施設等への紹介 ⑧相談業務
要介護認定調査	指定居宅介護支援の業務とは別に、保険者から委託を受けた要介護認定申請者の要介護認定調査を行います

### (6) 居宅サービス計画（ケアプラン）作成の支援について

当事業所では以下の事項に留意し、介護支援専門員等が居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に関する支援を行います。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握した上で、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という）を作成します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業所等のサービス内容、当該事業所をケアプランに位置づけた理由説明、利用料金等の情報を適正に利用者及び家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。

- ③利用者が医療系のサービスを希望している場合等は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医の医師等に対してケアプランを交付します。
- ④提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだケアプランの原案を作成します。
- ⑤ケアプランの原案に位置付けた介護サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明します。
- ⑥看取り期においては、本人の意思に沿ったケアの充実のため「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿って行います。
- ⑦利用者のケアプラン作成後において、ケアプラン実施状況の把握（以下「モニタリング」という）を行い、必要に応じてケアプランの変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ⑧上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも月一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに、月一回モニタリングの結果を記録します。
- ⑨利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設等への入院または入所を希望する場合には、利用者に対し、介護保険施設等に関する情報を提供します。
- ⑩ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。
- i 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
  - ii 前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護福祉用具貸与の各サービスごとの、同一業者によって提供されたものの割合。
- ⑪居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、モニタリングやサービス担当者会議の開催等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取扱うことが適当と認められるケースについて、以下の要件を満たせば、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。
- i モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。
  - ii 居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅管理支援事業所において、これらの書類等を管理しておくこと。
- ⑫ケアマネジメント力の資質向上のために必要な研修に計画的に参加します。

(7) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援に関するサービス料金は要支援・要介護認定を受けられた方は、介護保険法に基づき保険者から直接事業所に全額給付されますので、自己負担はありません。

介護予防支援費		要支援 1.2	442 単位
居宅介護支援費 (I)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1 ~ 4 4 件	要介護 1.2	1086 単位
		要介護 3.4.5	1411 単位
居宅介護支援費 (II)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 4 5 ~ 5 9 件	要介護 1.2	544 単位
		要介護 3.4.5	704 単位
居宅介護支援費 (III)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 6 0 件以上	要介護 1.2	326 単位
		要介護 3.4.5	422 単位

(8) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合		300 単位
入院時情報 連携加算 (I)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院 又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合		250 単位
入院時情報 連携加算 (II)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院 又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合		200 単位
イ) 退院・退所 加算 (I) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な 情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること		450 単位
ロ) 退院・退所 加算 (I) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な 情報提供をカンファレンスにより一回受けていること		600 単位
ハ) 退院・退所 加算 (II) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な 情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること		600 単位
ニ) 退院・退所 加算 (II) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な 情報提供を二回受け、うち一回はカンファレンスによること		750 単位
ホ) 退院・退所 加算 (III)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な 情報提供を三回以上受け、うち一回はカンファレンスによること		900 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービ ス計画に位置付けたサービス事業者提供した場合		400 単位
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に 利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて 居宅サービス等の利用調整を行った場合		200 単位
通院時情報連携加算	利用者が医療機関で医師の診察診断を受ける際に介護支援専門 員が同席し、医師等と情報連携を行い当該情報を踏まえてケア マネジメントを行う場合		50 単位

(8) 特定事業所加算について

特定事業所加算 (Ⅰ)	事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する	519 単位			
特定事業所加算 (Ⅱ)	事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する	421 単位			
特定事業所加算 (Ⅲ)	事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する	323 単位			
特定事業所加算 (A)	事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価する	114 単位			
特定事業所 医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間、退院退所加算における病院及び介護保険施設との連携の回数が35回以上でターミナル加算を15回以上算定し、かつ特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを算定している場合	125 単位			
算定要件		加算Ⅰ 519単位	加算Ⅱ 421単位	加算Ⅲ 323単位	加算A 114単位
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	○	○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員2名以上配置していること	○	/	/	/
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること	○	○	/	/
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること	/	/	○	/
⑤	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を1名以上、非常勤(他事業所兼務可)の介護支援専門員を1名以上配置していること	/	/	/	○
⑥	利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
⑦	24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○※
⑧	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○	/	/	/
⑨	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○※
⑩	地域包括支援センターから支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑪	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
⑫	特定事業所集中減算の適用を受けてないこと	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件以上でないこと	○	○	○	○
⑭	介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○※
⑮	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○※
⑯	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

※ 加算Aの⑦⑧⑨⑭⑮は他の居宅介護支援事業所との連携で満たすの也可

### (9) 居宅介護支援費の減算

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 ※運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は、居宅介護支援費は算定できない	基本単位数の50%減算

## 4. 利用者からの相談または苦情に対する窓口

### (1) 当事業所相談窓口

相談窓口	ジャック洲本居宅介護支援事業所
担当者	米田 祐子
電話番号	0799-53-6521
対応時間	(月)～(金) 午前8:30～午後5:30 ※休日は日直対応

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

### (3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止めよりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるように努めます。

### (4) 外部の苦情相談窓口

外部の苦情申立機関が以下のとおり設置されています

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話番号	078-332-5617
	FAX番号	078-332-5650
洲本市 健康福祉部 介護保険課	電話番号	0799-22-9333
	FAX番号	0799-26-0552
南あわじ市 長寿保険課	電話番号	0799-43-5217
	FAX番号	0799-43-5317
淡路市 長寿介護課	電話番号	0799-64-2511
	FAX番号	0799-64-2529

## 5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は以下のとおりの対応をいたします。

- ①事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。
- ②事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であっても、その事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 6. 緊急時の対応

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、あらかじめ確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

## 7. 主治医および医療機関等の連絡

事業者は利用者の主治医および関係機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせていただきます。利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為、次の対応をお願いいたします。

- ①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅事業者が医療機関に伝わるよう、入院時持参する医療保険証、お薬手帳等に当事業者名および担当介護支援専門員がわかるよう名刺を付ける等の対応をお願いします。
- ②入院時には、ご本人又はご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

## 8. 秘密の保持

- ①事業者は、介護支援専門員及びその他の従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。  
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ②事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

## 9. 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権擁護・虐待等防止の為、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待を発見又は疑わしいと判断した場合、行政へ通報する義務があります。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決策を整備します。
- ④従業員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施します。

## 10. 感染防止に向けた取り組み

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、指針の整備や研修の実施等に取り組みます。感染予防のために、病原体（感染源）の排除、感染経路の遮断を行うよう努めます。日頃からマスクの着用や手洗い、手指消毒を励行します。

## 11. ハラスメント対策について

- ①男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、従業員に対するハラスメント指針の周知、啓発、従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備、その他ハラスメント防止の措置を講ずるなど、対策に取り組みます。
- ②利用者およびその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・誹謗中傷やセクハラ行為については、事実確認の上、改善を求める対応を行います。

## 12. 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

## 13. 介護支援専門員の業務範囲外に対するご要望

厚生労働省からの通知に基づく、介護支援専門員の業務範囲外にあたる業務については必要に応じて、別紙「介護支援専門員ができないこと」にて説明するとともに、ご要望があっても対応できません。

## 14. サービス利用に当たっての留意点

(1) 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

(2) 介護支援専門員の交替について

①事業者の都合により介護支援専門員を交替することがあります。交替する場合は利用者に対してサービス利用上、不利益が生じないように十分に配慮します。

②利用者及び家族が選任された介護支援専門員の交替を希望される場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

当事業者は、居宅介護サービスの提供にあたり、利用者に対し本書面の重要事項の説明を行いました。

(説明年月日) 令和 年 月 日

(説明者氏名) \_\_\_\_\_ 印

事業者名：株式会社ジャック ジャック洲本居宅介護支援事業所

住所： 洲本市中川原町三木田331-1

管理者 米田 祐子

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

(利用者) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(家族及び署名代行者) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

(利用者との関係： \_\_\_\_\_ )